文部科学大臣及び経済産業大臣が法第十九条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定研究成果活用支援事業計画が次のいずれにも該当することを要件とする。

(1)　当該計画に基づき特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者（以下「特定研究成果活用支援事業者」という。）が法人である場合にあっては、当該法人が次のいずれにも該当するものであること。

(i)～(ii)　（略）

(iii)　役員のうち一人以上が関係国立大学法人等役職員（特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助その他の連携協力体制を当該法人との間で構築することが見込まれる国立大学法人等（以下「関係国立大学法人等」という。）の役員（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第十条若しくは第二十四条に規定する役員又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十二条に規定する役員をいう。）若しくは職員その他これに類する者又は設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）の職員をいう。以下同じ。）以外の者である社外取締役（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十五号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）であること。

(iv)～(vi)　（略）

(2)～(16)　（略）

附　則

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和七年八月十六日）から施行する。

その他告示

○総務省告示第二百七十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第八項の規定に基づき、同項第三号に掲げる無線局の免許の申請期間等を次のとおり公示する。

令和七年八月十五日

総務大臣　村上誠一郎

文部科学大臣及び経済産業大臣が法第十九条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定研究成果活用支援事業計画が次のいずれにも該当することを要件とする。

(1)　当該計画に基づき特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者（以下「特定研究成果活用支援事業者」という。）が法人である場合にあっては、当該法人が次のいずれにも該当するものであること。

(i)～(ii)　（略）

(iii)　役員のうち一人以上が関係国立大学法人等役職員（特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助その他の連携協力体制を当該法人との間で構築することが見込まれる国立大学法人等（以下「関係国立大学法人等」という。）の役員（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第十条又は第二十四条に規定する役員をいう。）又は職員その他これに類する者をいう。以下同じ。）以外の者である社外取締役（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十五号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）であること。

(iv)～(vi)　（略）

(2)～(16)　（略）

一　申請期間

令和七年八月十八日（月）八時三十分から同年九月十九日（金）十七時まで の間

二　無線局の無線設備の設置場所として運用できる区域の範囲

対地静止衛星軌道　東経百三十六度±〇・一度

三　使用する周波数

十二・二七GHzを超え十二・七五GHz以下

四　その他免許の申請に資する事項

同一軌道位置において、既に免許を受け運用している人工衛星局が存在することから、三に規定する周波数の電波の一部につき、使用できないことがある。

五　申請書の提出場所

申請者の住所を管轄する、総合通信局又は沖縄総合通信事務所

六　問合せ先

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課衛星事業係　電話〇三（五二五三）五九〇一

○総務省告示第二百七十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月十五日　総務大臣　村上誠一郎

一　名　称　令和七年度米尼軍等との実動訓練参加部隊

二　国外派遣期間　令和七年八月十八日から令和七年九月十八日まで

三　派遣人数（概数）　四百人程度

四　派　遣　地　域　インドネシア共和国

○外務省告示第三百三号

第九回アフリカ開発会議に際し、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和七年八月十五日

外務大臣　岩屋　毅

パシフィコ横浜

期間	対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の敷地	対象外国公館等に係る対象施設周辺地域
令和七年八月十九日から令和七年八月二十二日まで	神奈川県横浜市西区	神奈川県横浜市西区	神奈川県横浜市西区
	みなとみらい一丁目一番一号及び二号	みなとみらい一丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）	みなとみらい二丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）及び三番、みなとみらい三丁目五番から七番まで、みなとみらい四丁目四番及び六番（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに七番から十番まで、みなとみらい五丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）、二番及び三番、みなとみらい六丁目二番（次の図面に示す部分に限る。）、三番及び四番（次の図面に示す部分に限る。）
	神奈川県横浜市中区	神奈川県横浜市中区	新港二丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）、二番から四番まで、五番（次の図面に示す部分に限る。）、六番から八番まで及び九番（次の図面に示す部分に限る。）